

(介護予防)小規模多機能型居宅介護 小規模多機能センター落合南 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、有限会社サカコーポレーション（以下「事業者」という）が設置経営する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の職員が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の各サービス形態で、必要な日常生活上の援助を行うことにより、利用者の生活の支援を行い、また要介護者の孤独感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第3条 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、最もふさわしいサービスを提供する。
- 2 小規模多機能型居宅介護等の提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「小規模多機能型居宅介護計画等」という。）に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- 3 小規模多機能型居宅介護等利用者に対して通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4日以上をめざす。
- 4 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 5 常に利用者の意志及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立ってサービスの提供を行うように努める。
- 6 小規模多機能型居宅事業を運営するにあたっては、地域との結び付を重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 小規模多機能センター落合南
- (2) 広島市安佐北区落合南九丁目5番20号

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(常勤兼務)

事業を代表し、業務の総括にあたる。

(2) 介護支援専門員 1人(非常勤兼務)

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の小規模多機能型居宅介護計画等の作成の取りまとめ、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行う

(3) 看護職員 1人(非常勤専従・介護従事者に含む)

健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に掌握するとともに、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。

(4) 介護職員 12人以上

小規模多機能型居宅介護等の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。また、宿泊に対して1人以上の夜勤及び宿直1人を配置する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする。

(2) 営業時間

① 通いサービス(基本時間) 8時～17時(延長サービス 17時～20時)

② 宿泊サービス(基本時間) 17時～8時

③ 訪問サービス(基本時間) 24時間

※緊急時及び必要時においては柔軟に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを提供する。

(利用定員)

第7条 当事業所における登録定員は29人とする。

(1) 通いサービスを提供する定員は18人とする(1日当たり)。

(2) 宿泊サービスを提供する定員は9人とする(1日当たり)。

(小規模多機能型居宅介護等の内容)

第8条 小規模多機能型居宅介護(介護保険給付対象サービス)の内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

① 日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

② 健康チェック

血液測定等、利用者の全身状態を把握する。

③ 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

④ 食事支援

⑤ 入浴支援

(2) 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(3) 宿泊サービス

宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

(小規模多機能型居宅介護計画等)

第9条 小規模多機能型居宅介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画等を作成する。

- 2 居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画等の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護職員との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
- 4 利用者に対し、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画等に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 5 居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画等の目標及び内容については、利用者または家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い、記録する。

(小規模多機能型居宅介護等の利用料)

第10条 事業所が提供する小規模多機能型居宅介護等の利用料は、法定代理受領分は介護報酬の厚生労働大臣が定める通りとし、法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 宿泊は、1泊につき2,000円を徴収する。
- (2) 食材費は、利用した食事に対して、朝食350円、昼食500円、夕食550円を徴収する。
- (3) おむつ代は、実費とする。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、小規模多機能型居宅介護等の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、その利用者が負担する事が適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

- 2 前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受ける。
- 3 利用料の支払いは、預金口座引落（払込による場合、振込手数料は利用者負担）により指定期日までに受ける。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

広島市安佐北区落合、落合南、真亀、倉掛、深川、亀崎、狩留家町、小河原町、上深川町、可部南、口田、口田南

広島市安佐南区緑井、緑井町、八木、川内、毘沙門、毘沙門台東、大町東、大町西、大町、中須、古市、中筋、東野、東原

（サービスの提供記録の記載）

第12条 小規模多機能型居宅介護等を提供した際には、その提供日数及び内容、当該小規模多機能型居宅介護等について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（個人情報の保護）

第13条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）虐待防止するための定期的な研修を実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- （5）管理者または、従業者は、高齢者からのサインを感じた際は、高齢者虐待防止の為のチェックリストを活用し、管理者へ報告を行う。

2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- （1）殴る、蹴る等直接お客様の身体に侵害を与える行為。

- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) お客様の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) ホームを退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該利用者を無視すること。

(身体拘束等)

第15条 事業所は、**指定**地域密着サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準第73条第5項の「サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない」ことを受けて、利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図っていく。また、「拘束をしない介護」を目指し、**別紙「身体拘束適正化のための指針」「身体拘束等行動制限についてのマニュアル」**を定め、下記の体制を整えて実施にあたる。

- (1) 関係従業員が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など身体拘束廃止のための体制を行うため、身体拘束廃止推進委員会の開催を行う。
- (2) 身体拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順を**身体拘束適正化のための指針**に定め対応にあたる。
- (3) 身体拘束等の解除の予定日を記載した「**身体拘束に関する記録**」の作成、利用者又はその家族への説明を行い、利用者及び家族等と十分に話し合い理解を得ることに努め「転落予防」ケガの予防であっても「拘束をしない介護」を目指す。
- (4) 身体拘束の実施中、「**緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録**」の作成及び経過についての記録を行い、利用者又はその家族への説明を定期的に行うこととする。
- (5) 解消後の身体拘束等の妥当性の検証を作業の実施及び記録をもとに、身体拘束廃止推進委員会にて行うこととする。
- (6) 職員に対し、身体拘束防止のための研修を定期的に(年2回)実施する。
- (7) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(カスタマーハラスメント)

第16条 利用者およびその家族、代理人等は、職員に対して暴言、暴力、セクシュアルハラスメント、長時間の不当な拘束、不当な要求行為等、社会通念上相当の限度を超える言動（いわゆる「カスタマーハラスメント」）を行ってはならない。

2 上記のようなハラスメント行為があった場合には、事業所は以下の対応を行うものとする。

- (1) 当該利用者等に対して注意・警告を行う。

(2) 状況により、面会制限、電話対応の制限等、適切な措置を講じる。

(3) 悪質な場合には、外部の専門機関や弁護士等と連携し、必要に応じて法的措置を講じる。

3 職員がカスタマーハラスメントを受けた場合、速やかに管理者に報告し、対応を協議する。施設は、職員の安全と人権を守るため、必要な配慮と支援を行うものとする。

(感染症対策)

第17条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3か月に1回開催する。
- (3) 職員は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (4) 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- (5) その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 事業所は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生の指針（別添）を定め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理)

第19条 小規模多機能型居宅介護に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

(緊急時における対応方法)

第20条 職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じるものとする。

(災害、非常時への対応)

第21条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 事業所は、消防法令に基づき、消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難

訓練を原則として少なくとも年に2回は実施する。また、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うように努める。

- 3 事業所は、水防法令に基づき、避難確保計画をたて、職員及び利用者が参加する避難、救出その他必要な訓練を原則として少なくとも年に1回は実施する。
- 4 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。
- 5 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。
- 6 非常災害時に地域住民との連携が円滑に行えるように、日頃から地域住民等との連携に努めるものとする。
- 7 感染症及び非常災害等発生時における事業継続計画(BCP)を策定し、定期的な研修及び事業継続計画に基づく訓練を実施する。

(運営推進会議)

第22条 小規模多機能型居宅介護等が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、概ね2か月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、学区社協、町内会役員、民生委員、広島市の担当職員もしくは事業所が存在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び小規模多機能型居宅介護等についての知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているのかの確認、外部評価、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第23条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 利用者に提供した具体的なサービスの内容等の記録を5年間保存する。
- 4 その他サービスの提供に関する記録を5年間保管する。

(苦情対応)

第24条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合、事業所は、苦情対応規程に基づき速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、重要事項説明書に記載する。

(その他運営についての留意事項)

第25条 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 定期的研修 随時
- (3) 事業所の資質向上を行う為、管理者に研修の機会を設ける。

2 職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを提示する。

3 小規模多機能型居宅介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、職員等の勤務の体制その他の利用者申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附則 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

この規程は、平成31年2月1日に改定する。

この規程は、令和6年1月1日に改定する。

この規程は、令和7年9月1日に改定する。